

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	第1回朝霞市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和6年5月30日（木） 午後1時30分から午後2時15分まで
開催場所	市役所別館2階 全員協議会室
出席者及び 欠席者の 職・氏名	○出席委員（17人） ※敬称略 《会 長》 渡辺 淳史 《副会長》 野本 一幸 《被保険者を代表する委員》 石崎 ケイ子、伊藤 勉、上野 博、関根 悟、安田 敏男 《保険医又は保険薬剤師を代表する委員》 浅野 修、関 昌之、滝澤 義和、新保 敦子 《公益を代表する委員》 遠藤 光博、石原 実、東山 とも子 《被用者保険等保険者を代表する委員》 工藤 敦智、高橋 綾子、岸 哲也 ○欠席委員（1人） 《保険医又は保険薬剤師を代表する委員》 青柳 徹二 ○事務局（6人） 《こども・健康部長》 堤田 俊雄 《保険年金課》 課長 河田 賢一、課長補佐 平間 雄介、 国民健康保険係長 三浦 純恵、同係主事 増田 耕平、 保健事業係長 岡 裕子
議 題	1 開会 2 あいさつ 3 審議会等の会議の公開に関する指針 4 議事録署名委員指名 5 議題 （1）朝霞市国民健康保険税の見直しについて【諮問】 （2）その他 6 閉会
会 議 資 料	・ 会議次第 ・ 資料1 議題(1)朝霞市国民健康保険税の見直しについて ・ 資料2 議題(1)朝霞市国民健康保険税の見直しについて ・ 資料3 市町村標準保険税率（令和5年度ベース）のモデルケース ・ 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期） ・ 令和5・6年度の埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率

会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長及び委員 2 人による確認	
傍聴者の数	2 人	
その他の必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
■ 1 開会 ○事務局：平間 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和 6 年度第 1 回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 本日、青柳委員におきましては、所用のため欠席でございます。 まず資料の確認をお願いいたします。 資料につきましては、事前に資料 2 点送付させていただきました。 「資料 1 議題(1)朝霞市国民健康保険税の見直しについて」で、「資料 2」を抜粋し、標準保険税率と記載があるもの、A 4 の一枚刷りのものでございます。 次に「資料 2」といたしまして、同じく「議題(1)朝霞市国民健康保険税の見直しについて」で、A 4 で 4 枚の左綴じになっているものでございます。 また、本日追加資料として机の上に「会議次第」、「朝霞市国民健康保険運営協議会委員名簿」、埼玉県国民健康保険運営方針（第 3 期）、「令和 5・6 年度の埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率」「資料 3 モデルケース」を置かせていただきました。 お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お声がけください。 ■ 2 あいさつ ○事務局：平間 被用者保険等保険者を代表する委員でありました 3 名の方が変わられておりますので、ご報告いたします。 樋口委員の解職により、新たに工藤委員が選任されました。 次に、渡邊しほり議員の解職により、新たに高橋委員が選任されました。 最後に渡部尚典委員の解職により、新たに岸委員が選任されました。 なお、お三方の委嘱書につきましては、あらかじめ机の上に配付させていただきましたので、ご確認をお願いします。 それではここで、新委員となられました方々に一言ごあいさつをいただきたいと思います。 工藤委員、お願いいたします。 <<工藤委員あいさつ>>		

○事務局：平間

ありがとうございました。

続きまして高橋委員、お願いいたします。

《高橋委員あいさつ》

○事務局：平間

ありがとうございました。

続きまして岸委員、お願いいたします。

《岸委員あいさつ》

○事務局：平間

ありがとうございました。

次に、人事異動等で新たに配属されました事務局職員を紹介させていただきます。まず、こども・健康部長の堤田です。次に、保険年金課国民健康保険係長の三浦です。そして、改めまして私は保険年金課課長補佐の平間です。よろしくお願いいたします。また、保険年金課国民健康保険係の増田です。

それでは議事に移ります。

ここで議事進行を渡辺会長にお願いいたしたく、存じます。

■3 審議会等の会議の公開に関する指針

○渡辺会長

それでは、令和6年度第1回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

初めに本日の会議は、「市政の情報提供及び審議会等の会議の開催・公開に関する指針」の手順に従って進めてまいります。したがって、会議は原則公開となりますことから、傍聴要領に基づいて傍聴を許可しています。

会議の途中でも傍聴希望者があった場合には、傍聴要領に従って入場していただきますのでご了承ください。

なお、審議の内容が、特定の個人に関する情報を扱う、特に配慮が必要になった場合については、その都度、委員の皆様にお諮りした上で判断してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

■4 議事録署名委員指名

○渡辺会長

次に、会議録作成のため、会議は電子記録媒体で録音し、会議録は全文記録といたします。

会議録署名委員の指名でございますが、お任せいただいても良いでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

それでは名簿の順に従いまして、高橋委員と岸委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

■ 5 議題

(1) 朝霞市国民健康保険税の見直しについて【諮問】

○渡辺会長

議題(1) 朝霞市国民健康保険税の見直しについてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局：河田

先ほど自己紹介で申し遅れましたが、私は保険年金課長の河田と申します。昨年度より引き続き務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。着座にてご説明をさせていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。あわせて、埼玉県国民健康保険運営方針第3期という冊子をご覧くださいいただければと思います。

まず初めに、第3期運営方針の22ページをお開きください。イの準統一というところですが、令和9年度から、県内準統一というかたちとなります。あわせて賦課方式も、現在本市は4方式ですが、2方式に変更する予定でございます。

続いて、標準保険税率というのが資料1(1)にあります。こちらは運営方針の方ですと、25ページになります。こちらは、前々回の会議で、ご説明したところではありますが、新委員もおりますので、説明させていただきます。アの都道府県標準保険税率というのが、最終的に令和12年度から完全統一になりますので、そのときに使う税率になり、イというのが、本日これからご説明する市町村ごとに定めた市町村標準保険税率というものになります。

資料1に戻りますが、この標準保険税率というのは、今ご説明したイの方の数字に基づいて、試算しております。後ほど詳細についてご説明いたします。

続きまして、裏面(2) 賦課方式と、運営方針26ページをご覧くださいいただければと思います。

ちょうど③のところですが、所得割・均等割による2方式とすることが、令和9年度から規定されております。

続きまして、29ページをご覧ください。②の丸の二つ目、応能応益負担割合ですが、県の方では、53対47を目標にすることになっております。

本市においては、資料1(3)にあります。令和9年度には56対44を目指していかうと考えております。

詳細につきましては、資料2をご覧ください。

ただいまご説明したとおり、令和9年度に保険税水準の準統一をするに当たり、現行の本市の保険税率と、県が示す保険税率では大きな乖離がある状況です。

また、本市では、法定外一般会計繰入金の解消や財政調整基金の保有額が減少しているなど、国民健康保険事業の運営による財源の確保は年々厳しい状況となっております。

加えて、被保険者の減少にも関わらず、1人当たりの保険給付費が増加傾向にあり、かつ、1人当たりの保険税調定額が令和2年度から横ばいであることから、皆様にご負担いただく国民健康保険税を増額せざるを得ない状況となっております。

そのことから、本市といたしましては、今後、保険税を見直すこととし、その際には被保険者の保険税が急激な負担増にならないよう、令和7年度から9年度にかけて、段階的に保険税率を改正したいと考えております。

それでは現状につきまして、ご説明をさせていただきます。

まずは1ページをご覧ください。

国は財政支援の拡充により財政基盤を強化するとともに、平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うことで、財政運営の責任主体となったほ

か、事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図る都道府県を単位とした新たな国民健康保険制度を開始いたしました。

この新制度において、都道府県と県内の各市町村が一体となり、各々の立場から役割を分担し、かつ、保険者の事務を共通認識のもとで実施する体制を確保することとなりました。

埼玉県においても、第3期埼玉県国民健康保険運営方針を策定し、令和9年度から収納率格差以外の項目を統一することができるよう、保険税水準を準統一とすることとなっております。

なお、1ページの下表が、都道府県と市町村それぞれの役割をまとめたものとなっております。

次に、2ページの表をご覧ください。

現行の本市の令和6年度保険税率と、令和5年度ベースで埼玉県が示した令和9年度の市町村標準保険税率を、医療・後期高齢者支援金・介護の区分ごとに、所得割・資産割・均等割・平等割・賦課限度額の順で示しております。

令和6年度と令和9年度の市町村標準保険税率では、所得割が0.79%増、均等割が4万6,078円の増となっており、令和9年度からは本市が所得割・均等割の2方式となりますので、資産割と平等割はなくなります。

次に、3ページをご覧ください。本市の国保事業の現状についてご説明させていただきます。

令和4年度の歳入決算額は111億8,451万9,327円、歳出決算額は109億9,505万3,361円、歳入歳出差引残額は1億8,946万5,966円となっており、歳入歳出差引残額の前年度比は6,287万2,312円、24.92%の減となっていることから、本市の国民健康保険事業の運営による財源の確保は年々厳しい状況となっております。

次に、法定外一般会計繰入金の状況についてご説明いたします。3ページ下表をご覧ください。

令和3年度の法定外繰入は3億600万円で、単年度収支と基金積立金から基金取り崩し額を控除した実質単年度収支は1億3,381万円となっており、さらに法定外繰入金を差し引いた実質単年度収支は1億7,218万円の赤字となっております。

また、令和4年度の法定外繰入は、1億8,999万円、実質単年度収支は1億7,941万円の赤字となっており、法定外繰入金を差し引いた実質単年度収支は3億6,941万円の赤字となっており、赤字額が増加しております。

なお、第3期運営方針において、法定外一般会計繰入金を令和8年度までに解消することとなっております。

次に、4ページ中ほどの表をご覧ください。

こちらは財政調整基金の状況になりますが、基金保有額は、令和3年度は5億365万円、令和4年度は3億8,711万円、令和5年度は1億8,148万円となっており、年々保有額が減少している状況となっております。

次に、被保険者の状況についてご説明いたします。5ページの被保険者の年齢別構成割合の表をご覧ください。

本市の被保険者の状況は、全国的な傾向と同様に減少しており、短期労働者における被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行に伴うものと分析しております。

また、令和4年度において、60歳以上の被保険者が44.5%と全体の約半数を占め、高齢化が既に進んでいる状況となっております。

次に、一人当たりの保険給付費についてご説明いたします。一人当たりの保険給付費の推移の表をご覧ください。

本市が保険者として負担する保険給付費は、ほぼ横ばいの状況となっている一方、一人当たりの医療費は、被保険者数の減少と高齢化、医療の高度化などにより増加傾向となっております。

続きまして、6ページの中ほどの折れ線グラフをご覧ください。

被保険者数の減少などにより一人当たりの医療費が増加傾向になる一方、本市一人当たりの保険税調定額は、令和2年度が11万1,538円、令和3年度が11万1,534円。令和4年度が11万5,809円とほぼ横ばいとなっております。

続きまして、(7) 保険税徴収の適正な実施について、ご説明いたします。

保険税徴収の適正な実施を行うに当たり、第3期運営方針において、保険税水準の統一を実現するため、各市町村の課題に応じた収納対策に取り組み、収納率の底上げを図ることとしており、そのための目標として、現年度分の令和8年度規模別収納率を本市においては93.85%以上にする、また、令和8年度までに全市町村で、口座振替を原則化することを目標とすることを定めております。本市につきましては、本年4月から原則口座振替を実施しております。

第3期運営方針を踏まえ、本市では、「朝霞市税・国民健康保険税・債権等徴収金方針」において、令和4年度の収納率実績の92.6%から、毎年度1%ずつ引き上げ、収納率向上を目指すこととしております。

また、先ほどご説明しました口座振替の原則化に先立ち、既に実施しているペイジー口座の活用等を進めるなど、納税義務者の利便性向上と収納確保に取り組んでおります。

ここまでの厳しい国民健康保険事業の運営状況についてご説明をさせていただきました。

続きまして、7ページでは、埼玉県保険税の設定と改正案について記載しております。

第3期運営方針では、「同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同じ税負担で同程度のサービスが受けられる」ことを目標に、令和9年度に保険税水準を準統一とするため、市町村の保険税率を埼玉県が「市町村標準保険税率」として設定することと定めています。

本市の現行の保険税率と、埼玉県が公表している令和5年度ベースの市町村標準保険税率は、8ページの表「令和7年度からの段階的な保険税率の改正案」をご覧くださいますと、均等割額が大きな差となっているのがわかると思います。第3期運営方針では、令和9年度の県税水準の準統一に向けて、各市町村は段階的に保険税率の改正を行うこととしていることから、本市におきましてもお示ししているとおり、段階的に改正する形式で、このたびの案を作成しております。

それでは、改正案のご説明をいたします。

現行の令和6年度保険税率、改正後の令和7年度及び令和8年度保険税率、令和9年度は、埼玉県が令和5年度ベースで算定した市町村標準保険税としておりますが、医療・後期高齢者支援金・介護の区分ごとに所得割・資産割・均等割・平等割・賦課限度額の順にお示ししております。令和7年度・令和8年度は、現行の所得割・資産割・均等割・平等割の4方式のまま税率を改正いたしますが、令和6年度から7年度の合計で比較いたしますと、所得割は0.3%増、資産割は13%減、均等割は1万6,000円の増、平等割は7,000円の減となります。

令和7年度から8年度の合計で比較いたしますと、所得割は0.4%の増、資産割は、10%の減、均等割は1万6,000円の増、平等割は3,000円の減となります。令和8年度から9年度の合計で比較いたしますと、所得割は0.09%の増、均等割は1万4,078円の増となります。また、令和9年度から、賦課方式が所得割・均

等割の2方式となりますので、資産割と平等割はなくなっております。

資産割・平等割につきましては、8ページの下にお示ししておりますが、本市における令和4年度の応能応益割の割合は73対27となっておりますが、先ほどもご説明いたしましたとおり、第3期運営方針の応能応益割の負担は56対44となっております。

今回は、令和9年度までに段階的に保険税を改正することとし、税率等については、毎年度市町村標準保険税率が算定されることから、令和7年度の保険税率、本来であれば令和6年度ベースの数字を使って令和7年度からの数字を示すべきところですが、積算が間に合わなかった関係で、今回は令和5年度ベースの試算でお示ししております。次回、令和6年度ベースの数字で、より実情に合ったもので、お示したいと考えております。

以上が、朝霞市国民健康保険税の見直しについてのご説明でございます。

続きまして、資料3をご覧ください。

こちらにつきましては、本市の現行の保険税率と令和5年度ベースの本市の市町村標準保険税率を比較していただくため、前々回の会議で、四つのモデルをご説明させていただきました。その際には、(1)単身世帯のところというと、金額として1万500円というのと、右端に1万7,500円という数字が令和9年度のところにありますが、前回会議でご説明したのはこの1万500円と1万7,500円という数字のみをお示ししましたが、今回は令和7年度・8年度の数字を入れたものになっております。新委員もいらっしゃるから、改めて説明させていただきます。

まず、ケース1につきましてご説明いたします。

こちらのケースにつきましては、70歳以上74歳以下の1人世帯で年金収入が140万円、固定資産税なしとしたケースと比較いたしますと、本市の保険税率では、1万500円、標準保険税率の令和9年度は1万7,500円となっております。この度ご提示する案としてご提示する金額は、令和7年度が1万2,300円、令和8年度が1万5,300円という形で、矢印の下にある数字がそれぞれ増加する額です。最終的な差といたしましては、7,000円という数字となります。

続きまして、ケース2ですが、こちらは50歳代の夫婦2人世帯で夫の給与収入を120万円、固定資産税を14万円とし、また妻は収入及び固定資産税がなしとしたケースと比較いたしますと、本市の保険税率では10万8,200円、標準保険税率では10万2,800円となります。令和7年度は10万3,100円、令和8年度は10万4,900円で、こちらにつきましては、資産割が減っていく関係で、減少傾向です。最終的には令和6年度と令和9年度を比較すると、5,400円の減となります。

続きまして、ケース3につきましてご説明いたします。

こちらは40歳代の夫婦2人と、10歳代の子1人の3人世帯で、夫の給与収入を240万円、固定資産税を12万円とし、また、妻及び子の収入及び固定資産をなしとしたケースと比較いたしますと、本市の保険税率では24万8,800円、令和9年度の標準保険税としては31万1,000円となります。こちらにつきましては、令和7年度が26万7,200円、令和8年度が29万5,800円で、最終的には令和6年度と令和9年度を比較しますと、6万2,200円の増となっております。

続きまして、最後にケース4でございますけれども、こちらは40歳代の夫婦2人と10歳代の子1人の3人世帯で、夫の給与収入を400万円とし、妻と子の収入なし、また3人とも固定資産税なしとしたケースで比較しますと、本市の保険税率では36万600円、令和9年度の標準保険税率では49万4,500円となります。こちら、令和7年度の税率ですと40万5,500円、令和8年度は46万1,600円となります。最終的には、令和6年度から比較いたしますと、13万3,900円の増となり

ます。

このモデルケースにより、ケース１・４のように、資産割が課されていない世帯につきましては、標準保険税率となることにより、保険税は増額となります。また、ケース２・３のような、固定資産税が課される世帯につきましては、世帯の状況にもよりますが、標準保険税率となった場合でも、保険税は減額となる場合があります。

資産割が課されている世帯では、資産割が課されていない世帯よりも保険税の増額が少ない状況となる場合もあります。

資料３の説明については以上です。

本日配布した追加資料で、令和５年度埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率に基づいて説明をしましたが、中を開いていただき、左側の市町村標準保険税率、上から２２行目辺りの朝霞市が今回ご説明したときの数字です。

次ページの３には、市町村標準保険税率を４方式とした場合の数字が載っております。

今、あくまでも２方式を目指す令和９年度の体制についてということでご説明しておりますので、こちらについての説明は割愛させていただきます。

続いて、令和６年度の埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率を開いていただいて、同じく２の上から２２行目を見ていただきますと、例えば所得割については、今回の試算では６．９５％を使いましたが、令和６年度の数字では７．２５％となっております。ですので、次回お示しするときには、この７．２５になるような形で令和９年度の試算をしたものをお示しいたします。

左側から三つ目の均等割につきましても、先ほどの説明は４万１，９９９円が最終的な数字でしたけれども、今回のものでは４万２，９９８円です。

後期高齢者支援金につきましても、先ほどの説明では２．８１％でしたけれども、今回の令和６年度では２．９２％となっております。その隣の均等割額についても今回は１万６，４２６円でしたが、今回お示しする前、１万６，９０１円となります。

介護納付金につきましても、所得割は、今回は２．４３％でしたけれども、こちらが減りまして２．４２％になります。均等割額については、１万７，６５３円でご説明しましたが、こちらは１万７，１６４円になります。このように毎年金額が上がっていますので、最終的には令和９年度については、また令和９年度の数字を使って積算をしていくようなかたちになります。

今回の金額の３段階のその税率の考え方につきましては、令和７・８・９の３年間で単純に令和９年度に令和５年度ベースで比較して令和９年度にした数字を３で割ったものとなっておりますので、均等に３段階となるような積算でお示ししております。

説明は以上でございます。

○渡辺会長

今回はあくまでも令和５年度ベースということで試算がされているようですけれども、令和６年度については改めてという説明でした。現行の令和５年度分の試算について、説明がありましたが、何かご質問等ありましたら、挙手をお願いいたします。

関根委員。

○関根委員

それでは何点か質問させていただきます。

国民健康保険税の賦課方式について４方式から２方式に変更することに伴い、昨年からの会議で、令和９年度までに行われる県内の保険税水準統一までに段階的に税率を改正することなどとして、国保税の負担額が急激に増加することがないように、適切な対応をお願いして参りましたが、この度案が示されたことに感謝申し上げます。

そこで質問ですが、急激な負担増にならないよう、税率を３年間で段階的に上げてい

くわけですが、それでも重い負担になると思います。負担軽減策として、市が一般会計から独自の施策として支援するようなことは考えていないのか、お伺いいたします。

2点目ですが、令和7年度から段階的な保険税率の改定や賦課方式を4方式から2方式に変更することについての住民への周知はどのように行うのか。例えば、住民説明会を行うとか、いろいろな方法があると思いますが、その方法についてはどのように考えているか、お伺いいたします。

それから3点目ですが、国民健康保険税の財政調整基金の保有額が年々減少している状況について、どのようにお考えかお聞かせください。以上です。

○渡辺会長

河田課長。

○事務局：河田

賦課方式を4方式から2方式へ変更することに伴い、先ほどご説明しました一部の方への負担増が生じるという点は認識をしております。しかしながら、令和7年度までは法定外繰入を通常どおり実施することができます。

今の上げ幅でいくとやはり令和8年度については、引き続き財政的には厳しい状況になりますが、被保険者様の負担増の関係もありますので、この辺につきましては、今のところ、保険事業の金額が約1億5,000万円かかっておりまして、そこが赤字対象の金額に今後なってきます。ここの部分を例えば一般会計の方に一部持っていき、令和8年度だけ実施をすると、令和9年度からは税率がまた上がりますので、税の中で運営ができることから、ここの部分について、税率で解決をするのか、一般会計で実施するのかという部分があります。

今年度、県内の各自治体で構成する各種ワーキンググループが三つほどあります。まだ確定はしておりませんが、全てのワーキンググループに参加したい意向を、県に対して示しております。その中の一つで保健事業のワーキンググループというのがありますので、県内それぞれ保健事業を行っておりますので、どの水準が妥当かどうかというのでも協議をしながら最終的に決定していくことになっております。

その中で、もし朝霞市の水準がその中で満たされればその金額で収まりますし、満たされない場合はやはり一般会計の方で不足分については実施していかざるを得ないかなというところなんです。そのときになってみないと具体的な金額はわかりませんので、その辺を踏まえて一部の市だけ一般会計の繰り入れをすることはできないことから、事業を一般会計に持って行ってやるということも検討していきたいと思っております。

2点目の市民への周知方法について、昨年度から令和9年度までの数値と、このような動きがあるということはホームページや広報等でお知らせをしまいいりました。今後につきましても、協議会に諮問しておりますので、答申を得た結果については、議会や住民の皆様には広報紙やホームページを使って引き続き情報開示をしてご説明をしていく予定であります。また、先ほどお話にありました、住民説明会につきましても、何らかのかたちで、説明をしたいと考えております。

次が3点目、財政調整基金ですけれども、先ほどご説明しましたとおり、やはりこれまで税率の方をできるだけ被保険者の負担にならないように上げずにきました。その関係もあり、財政調整基金がかなり減っている状況ですので、この辺につきましては、やはり税率改正をしなければならぬ状況にあるとの認識であります。しかしながら、財政調整基金が国保事業の中で何%なら妥当かといった基準は特にありません。しかしながら、そうは言っても数千万円規模になってしまうと、何かあったときに運営が難しくなってきますので、財政調整基金の状況も厳しいものですから、この度、税率改正をご提案させていただくこととなりました。

○渡辺会長
関根委員。

○関根委員

ありがとうございました。

ご答弁をいただきましたが、保険税の見直しについて、今後も被保険者への丁寧な説明と、急激な負担増とならないよう、被保険者の立場に立った施策を進めていただくようお願いし、要望とさせていただきます。

それからもう一つ、令和４年度の収納率実績９２．６％から、毎年１％ずつ引き上げ、収納率向上を目指すとしていますが、今年の４月から要領も定め、原則口座振替で実施しています。

今年度はまだ２か月しか経過していませんので、どのような状況か見えないと思いますが、達成に向けて工夫を重ねながら努力していただくよう、これも要望とさせていただきます。以上です。ありがとうございました。

○渡辺会長

ほかに、ご意見等ありますでしょうか。

《意見なし》

○渡辺会長

令和６年度ベースでの試算を今度示していただけるという説明でしたけれども、国民健康保険税の見直しについては、事務局で今回いただいた意見を踏まえて、次回、令和６年度ベースで再度試算したものを提示していただくことでよろしいでしょうか。

○事務局：河田

はい、そのようにいたします。

（２）その他

○渡辺会長

それでは、議題（２）について、事務局から報告等ありますか。平間課長補佐。

○事務局：平間

本年度における本協議会の開催予定につきまして、ご連絡させていただきます。

今回の諮問内容につきまして、改めて６年度ベースでご審議いただくということになりましたので、改めて会議を開催させていただきますが、現時点では７月１１日木曜日の開催を予定しております。午後この時間になるかなと考えております。

また、その他、例年３回、８月・１１月・２月にも協議会を開催させていただいております。開催日などについては、決まり次第改めてご連絡させていただきたいと思っております。

以上で事務局からの連絡を終了いたします。

■５ 閉会

○渡辺会長

はい。ほかに何かございますか。

それでは、以上をもちまして令和６年度第１回朝霞市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

スムーズな進行にご協力いただきましてありがとうございました。

（了）

